



石運輸第1130号の2
石運整第563号の2
平成26年2月18日

自動車運送事業者 代表者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び
旅客の利便確保命令の発動基準について」の一部改正について

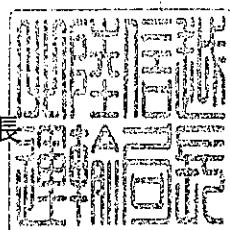
標記について、北陸信越運輸局長から別紙のとおり通達があつたので了知願います。



北信交旅第779号
北信交監第240号
北信技保第113号
平成26年1月27日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長



「道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び
旅客の利便確保命令の発動基準について」の一部改正について

標記について、自動車局長から別紙（平成26年1月24日付け国自安第252号、国自旅第418号、国自整第296号）のとおり通達があつたので、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。



国自安第252号
国自旅第418号
国自整第296号
平成26年1月24日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

「道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び
旅客の利便確保命令の発動基準について」の一部改正について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動基準について」（平成14年4月17日付け国自総第24号、国自旅第10号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、遗漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

添
別

殷鑒長局務輸運合會總繩各

自動車交通局長 道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動基準について

自動車交通局長
道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令
及び旅客の利便確保命令の発動基準について

自動車交通局長
道路運送法第27条第2項の規定に基づく輸送の安全確保命令
及び旅客の利便確実のための規定期間の基準

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第28条第2項の規定に基づき、旅客、貨物自動車運送事業者に対し、「輸送の安全を確保するためには、輸送の安全確保命令」として、「輸送の安全確保命令」及び「旅客の命令」（以下「旅客の命令」といふ。）を講ずるべきことを定めたので、これらの命令を発動するに必要な措置を講ずることとする。この基準は、この基準を遵守するに必要な措置を講ずるに係る命令の利便性を確保するものである。この基準は、この基準を遵守するに係る命令の利便性を確保するものである。

八

1. 法第27条第3項の「輸送の安全が確保されないと認めるととき」とは、次のいづれかに該当するこどとなつたときをいう。

(1) 「一般乗合旅客自動車運送について」(平成25年9月17日付け、国自安第1号)による行政処分等の基準に該当する乗合事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準

法第27条第2項の「輸送の安全が確保されないと認めるととき」とは、次の一いずれかに該当することとなつたときをいう。

(4) 安全管理の規定に基づく運行管理が怠り死亡事故又は重傷事故を惹起した事業者が、過去3年間以内に法第40条の違反を行つていた場合。

(5) 法第(選任23条の3)の規定に基づく運行管理が怠り死亡事故又は重傷事故を惹起した事業者が、過去3年間以内に法第40条の違反を行つていた場合。

(6) 備考者に付ける備考欄の受領印の記入欄に記入する。

8) 乗合及び貸切の運送事業者による處分に該当する場合。
(7) 3.(4)ただし書きによる處分を行う場合。
(1) 3.(6)ただし書きに該当する場合。
(9) 4.(4)により、自動車等の使用停止処分を行う場合。
(エ) 5.(1)ただし書きにより自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行いう場合。

9) 乗用の處分基準に定める次のいずれかに該当する場合。
(イ) 3.(6)ただし書きによる處分を行う場合。

(4) 安全管理規程の遵守を怠り死亡事故又は重傷事故を惹起した事業者が、過去3年間以内に法規第40条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上、運行管理者が、運任すべき数を満たしていない、又は運行管理者が、運任すべき数を満たさない場合。

(5) 法規第23条の規定に基づく運行管理者が、1月以上不在となる場合。

(6) 法規第23条の規定に基づく運行管理者が、運任すべき数を満たさない場合。

(7) 法規第23条の規定に基づく運行管理者が、運任すべき数を満たさない場合。

(8) 乗合及びシートの付された車両の運送を受ける事業者に該当する場合。

(9) 乗用の運送を受ける事業者に該当する場合。

- (ア) 3.(5)ただし書きによる処分を行う場合。
（イ）4.(4)により、自動車等の使用停止処分を行いう場合。
（ウ）5.(3)により、自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分を行いう場合。
（エ）6.(1)ただし書きによる事業計画の変更命令を行う場合。
（オ）「自動車運送事業の監査方針について」(平成25年9月17日付け、国自整第1161号)
又は「自動車運送事業の監査方針」(平成25年9月17号、国自旅第217号、交替運転者の配置、運行経路の変更、運行を指導したにともかかわらず、是正措置が講ずることを認めた場合。
（カ）「自動車運送事業の監査方針」(平成25年9月17号、国自旅第217号、交替運転者の配置、運行経路の変更、運行を指導したにともかかわらず、是正措置が講ずることを認めた場合。

2. 法第27条第3項の「旅客の利便が確保されていないと認めるとき」とは、

- (1) 乗合及び点数規則第3号、第4号及び第5号の規定に基づく場合を除く。該基準は、(1)に係る事業者による運輸の便益が、(2)に係る事業者の運送の便益と並んで、(3)に係る事業者の運送の便益と並んである場合に適用されるものとする。

(2) 旅客の利便確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであつて、該基準に係る事業者の運送の便益が、(1)に係る事業者の運送の便益と並んである場合に適用されるものとする。

(2) 旅客の利便確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合。
(3) タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第6項の特定指定地域内に営業所を有する個人タクシーサービス事業者が業務上の行為により運輸規則上の旅客の利便確保に関する違反で文書警告以上の行政処分等を行つた場合。

(4) 1. (8) 又は(9)に該当する場合

輸送の安全確保命令は、1. (1)～(9)の場合における輸送の安全確保に関する違反に併せし、行政処分等の基準に基づき行政処分を実施する場合は、当該行政処分に併せて行い、また、1. (10)の場合は、その場で行うものとする。

1. 旅客の利便確保命令は、2. (1)～(4)の場合における旅客の利便確保に関する違反に対する行政処分等の基準に基づく处分の実施に併せて行うものとする。

5. 輸送の安全確保令又は旅客の利便確保命令の実施方法は、3. 及び4. に定めるもののほか、以下のとおりとする。ただし、1. (10)による場合は(1)中、

- (イ) 3. (5)ただし書きによる処分を行う場合。
(イ) 4. (4)により、自動車等の使用停止処分を行いう場合。
(イ) 5. (3)により、自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行いう場合。
(イ) 6. (1)ただし書きにより自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分を行いう場合。
(ロ) 分又は営業区域の監査第217号、国自旅第217号、交替運転者の配置、運行経路の変更、運行に規定する街頭監査等必要な是正措置を講ずることが安全な運行を継続することができるとして認めた場合。

2. 法第27条第2項の「旅客の利便が確保されないと認めるととき」とは、

(2) 旅客の利便確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合。
(3) タクシーや業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第6項の特定期定地域内に営業所を有する個人タクシーや事業者が業務上の行為に関する違反で文書警告以上の行政処分等を行った場合。

(4) 1. (8) 又は(9)に該当する場合

3. 輸送の安全確保命令は、1. (1)～(9)の場合における輸送の安全確保に関する違反に対し、行政処分等の基準に基づき行政処分を実施する場合は、当該行政処分に併せて行い、また、1. (10)の場合は、その場で行うものとする。

4. 旅客の利便確保命令は、2. (1)～(4)の場合における旅客の利便確保に関する違反に対する行政処分等の基準に基づく処分の実施に併せて行うものとする。

5. 輸送の安全確保令又は旅客の利便確保令の実施方法は、3. 及び4. に定めるもののほか、以下のとおりとする。ただし、1. (10)による場合は(1)中、

(1) 事業者を地方運輸局等に呼び出す措置は適用しない。に応じて施設の内容に違反の内容に他の違反の内容について、その実施状況について、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第66条第1項第5号の規定による。)命令の日から3月(必要により短い期間を定める。)以内に届出を行なうものとする。

(2) 1. (8)若しくは(9)又は2. (4)に係る輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令を行なう場合には、(1)に定めるところどとする。

(3) 1. (7)及び2. (3)の場合は、(1)にかかるわらはず。期限を定めて適正化実施機関が行なう講習を受けるべき旨の命令違反とし、当該期限までに講習を受けない場合は、命令違反とし、取り扱いは、法第27条第3項に係る違反行為としての行政処分等の基準には、旅客の利便確保命令又は旅客の利便確保命令又は旅客の利便確保命令の両方をほぼ同時に発動するこ

(4) 上記(1)、(3)の命令違反とし、取り扱いは、法第27条第3項に係る違反行為として再度輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令又は旅客の利便確保命令の両方をほぼ同時に発動するこ

(5) 輸送の安全確保命令及び1. (8)若しくは(9)又は2. (4)の場合は、一つの命令として取り扱うものとする。

附 則(平成16年6月30日国自総第137号、国自旅第74号一部改正)
1. 改正後の通達は、平成16年8月1日から適用する。
2. 平成16年7月31日までの違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行なうものとする。

附 則(平成18年9月15日国自総第281号、国自旅第129号、国自整第83号一部改正)
1. 改正後の通達は、平成18年10月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行なうものとする。

附 則(平成19年5月1日国自総第39号、国自旅第16号、国自整第12号一部改正)
1. 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行なうものとする。

附 則(平成20年6月13日国自安第34号、国自旅第93号、国自整第46-2号一部改正)
1. 改正後の通達は、平成20年6月14日以降の違反行為から適用する。
2. 平成20年6月13日までの違反行為については、改正前の通達に定める

(1) 事業者を地方運輸局等に呼び出す措置は適用しない。に応じて施設の内容に違反の内容について、その実施状況について、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第66条第1項第5号の規定による。)命令の日から3月(必要により短い期間を定める。)以内に届出を行なうものとする。

(2) 1. (8)若しくは(9)又は2. (4)に係る輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令を行なう場合には、(1)に定めるところどとする。

(3) 1. (7)及び2. (3)の場合は、(1)にかかるわらはず。期限を定めて適正化実施機関が行なう講習をして取扱いは、命令違反とし、当該期限までに講習を行なう場合には、命令違反とし、取り扱いは、法第27条第2項に係る違反行為としての行政処分等の基準には、旅客の利便確保命令又は旅客の利便確保命令又は旅客の利便確保命令の両方をほぼ同時に発動するこ

(4) 上記(1)、(3)の命令違反とし、取り扱いは、法第27条第3項に係る違反行為として再度輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令又は旅客の利便確保命令の両方をほぼ同時に発動するこ

(5) 輸送の安全確保命令及び1. (8)若しくは(9)又は2. (4)の場合は、一つの命令として取り扱うものとする。

附 則(平成16年6月30日国自総第137号、国自旅第74号一部改正)
1. 改正後の通達は、平成16年8月1日から適用する。
2. 平成16年7月31日までの違反事実については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行なうものとする。

附 則(平成18年9月15日国自総第281号、国自旅第129号、国自整第83号一部改正)
1. 改正後の通達は、平成18年10月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行なうものとする。

附 則(平成20年6月13日国自安第34号、国自旅第93号、国自整第46-2号一部改正)
1. 改正後の通達は、平成20年6月14日以降の違反行為から適用する。
2. 平成20年6月13日までの違反行為については、改正前の通達に定める

基準により行政処分等を行うものとする。

附 則(平成21年9月29日 国自安第69号、国自旅第137号、国自整第63号一部改正)
改正後の通達は、平成21年10月1日以降の違反行為から適用する。

附 則(平成25年9月17日 国自安第142号、国自旅第222号、国自整第166号一部改正)
1.この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2.平成25年10月31日以前の違反行為については、なお従前の例による。

附 則(平成26年1月24日 国自安第252号、国自旅第418号、国自整第296号一部改正)
この通達は、平成26年1月27日から施行する。

5. (2)に定める定期報告を行う期間について

命令発動理由事項	定期報告を行う期間
1.乗合及び貸切の処分基準 3.(4)ただし書きによる処分を行いう場合 2.書きに合及び該当する場合。 3.乗用の処分基準 3.(5)ただし書きによる処分を行う場合。	命令の日から3ヶ月間
1.乗合及び貸切の処分基準 4.(4)により、自動車等の使用停止処分を行いう場合。 2.乗用の処分基準 4.(4)により、自動車等の使用停止処分を行いう場合。 3.乗用の処分基準 5.(3)により、自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行いう場合。	命令の日から6ヶ月間
1.乗合及び貸切の処分基準 5.(1)ただし書きにより自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行いう場合。 2.乗用の処分基準 6.(1)ただし書きにより自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行いう場合。	命令の日から1年間

基準により行政処分等を行うものとする。

附 則(平成21年9月29日 国自安第69号、国自旅第137号、国自整第63号一部改正)
改正後の通達は、平成21年10月1日以降の違反行為から適用する。

附 則(平成25年9月17日 国自安第142号、国自旅第222号、国自整第166号一部改正)
1.この通達は、平成25年11月1日から施行する。
2.平成25年10月31日以前の違反行為については、なお従前の例による。

(別表)

5. (2)に定める定期報告を行う期間について

命令発動理由事項	定期報告を行う期間
1.乗合及び貸切の処分基準 3.(4)ただし書きによる処分を行いう場合 2.書きに合及び該当する場合。 3.乗用の処分基準 3.(5)ただし書きによる処分を行いう場合。	命令の日から3ヶ月間
1.乗合及び貸切の処分基準 4.(4)により、自動車等の使用停止処分を行いう場合。 2.乗用の処分基準 4.(4)により、自動車等の使用停止処分を行いう場合。 3.乗用の処分基準 5.(3)により、自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行いう場合。	命令の日から6ヶ月間
1.乗合及び貸切の処分基準 5.(1)ただし書きにより自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行いう場合。 2.乗用の処分基準 6.(1)ただし書きにより自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行いう場合。	命令の日から1年間

国自安第252号の2
国自旅第418号の2
国自整第296号の2
平成26年1月24日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び
旅客の利便確保命令の発動基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

国自安第252号の2
国自旅第418号の2
国自整第296号の2
平成26年1月24日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び
旅客の利便確保命令の発動基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

国自安第252号の2
国自旅第418号の2
国自整第296号の2
平成26年1月24日

一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び
旅客の利便確保命令の発動基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。